

第22回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和5年（2023年）5月25日（木）午後4時30分～6時30分
2. 場 所 国立市役所 委員会室
3. 出席者 委員8名
委員 炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、神田委員、韓委員、藤沢委員、三井委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、桑代主事）

【炭谷会長】 第22回人権・平和のまちづくり審議会を開催いたします。本日は呂委員と渡邊委員がご欠席、韓委員が少し遅れてのご出席となります。

本日は、前回に引き続き審議会の答申（案）について検討を行いたいと思います。事務局から事前に皆様に送付されている内容を確認していきたいと思います。

本日の審議会が終わりますと、予定しているところはあと1回、6月29日となります。可能な限り本日で、皆様の考え方を出示していただきまして、大きな修正を終えたいと考えております。字句の修正や細かいところは残るかと思えますけれども、それはできるだけ個別に行い、そしてメールなどで送付していくというやり方で終われば一番よいのではないかと考えております。

どうしてもあと1回で終わらなければならないということであれば、予備日を6月20日16時半から設けておりますが、私はこの日は別の会議にぶつかってしまっており出席できません。ほかにも何名かの委員がご出席できないとお聞きしておりますので、できるだけ大きなところの方向は今日出し切っていただければと思っております。

初めに、前回からの修正点について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 前回審議会において様々ご意見をいただきまして、その修正を加えた大きなところを赤字で示しています。てにをはの修正や細かい文言修正を若干修正していますけれども、それは既に黒字で溶け込ませていまして、大きな修正のところを赤くしているという形でご覧いただければと思っております。

まず、目次をご覧いただければと思います。前回、全体的な構成について多くのご意見をいただいたところでした。ご意見等を踏まえまして、まず、1ポツに「当審議会の役割と審議の経過」という形で、条例においてこの審議会が位置づいているということと、審議の経過を記載しています。

2番、「審議における前提事項」として、国内外の状況、国立市の条例の理念を書いています。

そのほか4番のところ「市が基本方針を策定するに当たっての基本的な考え方」として、基本理念から平和施策までここに落とし込んでおります。5番として「推進体制」ということで、スケジュールの策定と予算も併せて5番に記載しています。

おめくりいただきまして1ページ目。先ほど申し上げたとおり、ここでは当審議会の役割と審議の経過という形で、条例に基づいた機関であること、審議の経過として約4年間の審議を行ってきたことを書かせていただいています。

2ページ目の2（1）が、今回大きく書き加えたところとなります。まず、国内外の状況として、日本国憲法、それから世界人権宣言の内容に少しですが触れさせていただいています。

そして（2）として、では国立市においてという形で、条例が示す理念を書いています。

その途中、3ページから4ページ目にかけてですけれども、国連の勧告を少し抜き出して記載していましたが、そこにさらに書き加える形で内容を充実させています。それから、別途、国連の別の委員会でも人権についての勧告が出されているので、「さらに」というところから追記していません。

5ページ目です。「様々な人権課題」という形で、これまでいろいろな方々からお聞きしてきた内容を書いていますけれども、大きな変更点としては、①のタイトルを修正しております。②しょうがいしゃの部分も、前回のご意見を踏まえまして少し追記をしています。③被差別部落の部分についても、国立市が運用している本人通知制度の話をもここに記載しています。

9ページ目のアイヌの人々のところも若干加筆しております。

11ページ目から、「市が基本方針を策定するに当たっての基本的な考え方」という部分で、(1)基本理念から始まる部分になります。大きな部分で申し上げますと、12ページ上段、「特に」というところですが、前回、ご欠席された韓委員からご意見をいただいていたものですが、こういった何か事案が起きた場合、まず市長が自らの言葉をもってメッセージを発信することが大変重要ではないかという旨を記載しております。

13ページの1番上、基本方針等を作成していく中で、それができるまで当然やるべきことはやると。計画などを待ってやるのではなくて、当然やりながら進めていくべきだという旨も記載させていただきます。

同じく13ページ目の中段、①基本的姿勢のところ、しょうがいしゃのあたりまえ宣言の条例、それから女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例、こういったほかの人権に関する条例についても周知が必要だという旨も記載しています。

15ページ目、①人権救済のところでは、前回、罰則についての議論もいただいたところでして、罰則等も含む実効性のある救済手法について検討を行うことが必要だという形で記載しています。

19ページ目まで飛んでいただきまして、(5)平和施策の部分、まさに世界を見れば戦争が起きているということで、国内外における平和な暮らしが危惧される状況下にあるといった文言を書かせていただいています。

同じく19ページの半分より下の部分、「このほか」の赤字のところですが、これも前回、韓委員から書面でいただいたところをごさいまして、伝承活動の部分に触れては、被害の歴史だけではなく、加害の歴史も含めてその両方についての歴史を学ぶということで、正しい認識と差別や偏見への抑止につながるのではないかと、そういったご意見をいただいておりますので、ここに書かせていただいています。

21ページ目、推進体制のところになります。藤沢委員からのご意見だったかと思いますが、官民一体での取組を進めるための推進協議会のような機能が必要ではないかというご意見、それから、三井委員から明石市の事例をご紹介いただきましたけれども、明石市では市民参画の一つとして、全ての審議会にしょうがいしゃを委員とすることを条例化しているといった事例があるということもここに書かせていただいています。

最後のページです。②職員の人権意識の向上という部分で、なお書きで触れてはいますが、先ほど申し上げたような基本条例以外の条例についても、きちんと職員が認識する必要があるということで、文字が小さくて恐縮ですが、多摩マッチングプロジェクトの件に少し触れさせていたいただいています。こういったこともあることから、全ての職員が、人権に関するいろいろな条例をきちん

と認識する必要があるといった旨を記載しています。

最後、(2) スケジュールの策定と財源というところで、きちんとしっかり基本方針に盛り込み、具体的な対応が必要だといった旨を記載しています。

大きな修正のご説明は以上となります。

【炭谷会長】 事務局には大変ご苦勞をおかけしましたが、よくまとめていただいたと思います。

それでは、早速皆様からご意見をいただきたいと思いますが、本日も藤沢委員はご都合により17時頃には退席せざるを得ないと伺っておりますので、最初に藤沢委員から、答申案についての意見をいただければありがたいと思います。

【藤沢委員】 前回出したのとかかなり重複しているのですが、もう少し具体的に書いておいたほうがいいかなという点を書かせていただきました。構成を含めて少し見直してほしいということで。

一読して、端的に言わせていただきますと、書く主体が審議会になってないだろうと。審議会の答申に。やはりどうも行政側の文章だから、あるいはこれが審議会の文章だとすると、審議会は何をやっているんだというような文章になっていますので、そこはもう少しきちっと押さえてほしいと思います。

そういう意味で、経過は簡単でいいと思います。ここにも書きましたが、条例に基づき市長によって設置された会でありまして、諮問がされて4年かかって、こうやったと。そこで課題になったのは何か、審議はどういうふうに行ったのかということも、まずは簡単に書いていいと思います。どうも、赤字で訂正された1番の(1)、(2)、その次の2番の(1)、これはちょっと、前とあんまり変わらないんじゃないか、私はそういうふうには受け止めております。

そういう意味では、課題は方針として出されていますよね。具体的な基本方針。諮問は「策定について」と非常に抽象的なんですよね。基本方針の策定をどうしたらいいか、基本的な考え方とかいろいろなことを、ここで何か言ってくる。ついてはこの4番に、計6項目挙げていますよね、条例を。それがそのまま、これらを包含してほしいというふうに書いています。これらについてというふうに書いてないんですよね。これらもちゃんと入れてよという形で書かれていますので、非常にある意味で漠然としているというか。

それに対して私らがやったことは、まずはあちこちから聞き取りして、課題がどの辺にあるかということのを改めて考えたということだと思うのですね。それをちゃんと書いて、そこから何が言えるかというのが2番目。その前提には、3番に「様々な人権課題」とあるのですけれども、これをもうちょっと充実するべきだという意見も出ていたと思うのですけれども、これが最初に細かく書いてあると、これ自体はそんなに長くありませんが、読むほうは大変シビアになりますので、これを取りまとめたような内容、全体でいうと約半分がこの聞き取りに費やされているわけですから、これを費やしてどうだったという話を、まず書くということだと思います。言わば3番も含めた2番、3番の全体的な、だから、ここが基本的な考え方あるいは方向、姿勢というか。基本方針の具体的内容とまでは踏み込んでいませんので、何を考えるべきか。

まあ、簡単だと思うのですね私は。要するに、課題はいっぱいあったよということでしょう。我々もそれに気がついたし、これは条例のバックグラウンドでもあるし、今後の答申のバックグラウンドでもあるし、今後の基本方針のバックグラウンドでもあるという、そこをまずは改めて確認をしたと。だから、これをしっかりやりましょうとか、やってくださいよとか、そんなことは分かっていると言われればそうなんですけど、それを抽象的に書いておいて、あと具体的には3番を見てくださいとい

うふうに、約10回の審議の意味合いをもっとちゃんと評価すべきだと、私は思います。

何か取ってつけたように出てきて。単なる事情を聞いただけじゃなくて、まさにこれをやってやるのが、聞いて、ちゃんと調査をして、関係者も含めて共有してやるのが、基本的な施策の方向だと、条例の方向だということ、また、それをしなきゃならん実情があるよということを、まず確認すべきだと思います。

要するに、今後、より実際の協議といいますか、実情を振り返ったり討議とかいろいろしながら、基本方針をつくっていくという、基本方針をつくるに当たっての基本的な姿勢を、やっぱり確認しておいてほしいなど。当然そこの中には当事者も含めなきゃならない、付け加えるところがあるかと思うのですが。

あるいはやったことを、扱ったこの課題の性格を分類して書いたらどうかというふうな話も、ちょっと出たと思うのです。そういうふうに整理していくということも、どこでやるかということはありませんけど、あり得るかなと思います。こういう課題があるということを確認したということが、まずこの審議会の大きな役割だったのだと思いますし、それによって基本方針を今後つくっていくに当たっては、こういうことは基本的に押さえてやっていくべきよというのが、私らの役割じゃないかなと思っています。

もう一つやったのは、いわゆる考え方、理念、方針みたいところで何回か議論されましたよね。これが2番目に時間を費やしたところです。ですから、ソーシャル・インクルージョンをどう理解するかとか、それもやりましたし、それから、悪い人がいるから差別は起こるって、そういうもんじゃないんだよという、表現の問題で。差別とはどういうふうに起こっていくのか、ちゃんと考えるべきだという提起もありましたので、そういう理念とか考え方に関しての審議を行ったということですね。そこについては何が言えるかという。これは言ってみれば、ソーシャル・インクルージョンの再確認、こういう実情をこういうふうに理解するよと、ここで条例理解を書く章になるんじゃないかなと思います。あまり詰めた議論が展開されたとは言えないかもしれませんが、まあ、簡単に言えば、それで行こうやというのが、恐らく皆さんの意思だったんだろうと思いますが、それをどういうふうに考えるかということで。

そのほかやった会議としては、人権救済の制度をどうしようかとか、教育と啓発はどうされるのかとか、推進体制はどうするのかといった、これに関しても各項目があると。これは、修正案の中では4番のところで、(1)から(5)とされているのですけれども、理念についてというのはここでもう一回触れてもいいと思いますけど、先ほど言いました、書き直したら変なところが出てくるわけですね。それとダブリで両方に出てくるというふうに書くしかないんじゃないかと。単独でちょっとやって、2番のところで実態把握をするために、試みた上でやる。

ソーシャル・インクルージョンとの関係で言えば、要するにインクルージョンされてない実態があるということでしょう。そういう実態があるからインクルージョンしていこうとしているわけで。また、インクルージョンの主体としては、市当局がインクルージョンするというだけではなくですよね。もっと当事者も参画し、市民全体の参加もそうなんじゃないか。こういう形でやっていくということになるのではないかなと、私は思っておりますけれども。

そこで、具体的な様々な課題について、じゃあ、聞き取ったことをきちんと整理しよう、そこで関連する論点をつけておいて。

それから、4番は、「基本方針を策定するに当たっての基本的な考え方」というのは、2番のどこ

るにつくのだと思うのですね。2番の内容を変えるということだと。で、こちらはどうだったか、諮問された幾つかの問いについてみたいな話になるわけですね。重要論点についてという意味で。そんなふう編成したほうがいいのではないのというふうに考えます。

余裕がなく申し訳ないのですが、そんなふうに感じました。基本的には審議会が答申を出す。審議会が諮問を受けて、我々はこういうふうにして、こういうふう考えたということですから、前書きなんてそんなくどくど書く必要はないのですが、市民にこういうことやったんだよということが分かるように書かなきゃいけませんので、動線だけは書いておくことになると思いますけどね。やや書き方が、市当局側から、上から、答申を求めた側からの書き方になっちゃっているような気がしますので、ちょっとそこは、同じことが別の形で十分書けるというふうに思いますけど、ぜひそんなふうで。2番のところ、それから4番のところとか気をつけてですね、1番もそうですけれども、2番の中身を、成果とやったことということで、その辺の姿勢を一つ、整理してほしいなと思います。

【炭谷会長】 具体的に修正していただきまして、ありがとうございます。構成上取り入れることができるだろうと思いますので、表現上の工夫をしてみたいと思います。主にこれまでのことを入れて、構成上のいろいろ貴重なご意見をいただいていると思います。

【事務局】 渡邊委員は本日ご欠席となりますけれども、事前にご意見を何点かいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、構成に関して2点いただいております。1点目ですけれども、目次でいうと3番と4番、5番との接続の仕方に関わるご意見です。3番でいろいろな課題について、「強力かつ効果的な施策を講ずることが必要です」と述べているのですが、4の冒頭では「2（1）で述べたとおり」とされているため、3番が宙に浮いてしまっている状況ではないか。この部分の修正として考えられるのは、4番の書き出しは「2（1）で述べたとおり」ではなくて、そこに3番も含めた形で修正するというご意見をいただいております。これが1点目です。

2点目、答申の実質的な内容は、4番の基本的な考え方と5番の推進体制になります。かなり広範囲な提言をしていますので、その中で特に重点を置いていることを示すと、伝わりやすいのではないかと。最後の22ページのスケジュールと財源の辺りでそのことについて書くことによって、明確になるかと思えます。何を優先課題とするかについては、審議会でも議論してないため合意はないと思いますが、個人的には「人権救済、相談支援体制の充実」ではないかと感じております。という以上、2点でございます。

そのほか、細かな文言修正等のご意見をいただいております。こちらは事務局のほうで適宜対応させていただきたいと思えます。

【炭谷会長】 今の渡邊委員、また藤沢委員のご意見も含めまして、各委員のご意見を自由に出していただければありがたいと思えます。

【三井委員】 非常に素晴らしい案文をいただいたのですが、何点か修正点を申し上げたいと思えます。4ページの「やまゆり園事件を見直し社会におけるこうした考え方の助長に対する法的責任を確保すること」というその後に、できれば「脱施設を見据え、障害者が居住地及びどこで誰と」と、後ろのほうでそのことを言っていますが、言葉として「脱施設」というのを加えてほしいなと思っているところです。

それから、5ページの②しょうがいしゃの項目のところ。3行目、「国立市では」、この後は

これでいいのですけれど、私たちが経験した「2004年に、第3次地域福祉計画に当たって当事者委員が参画し、2006年、地域のしょうがいしゃの声を受けて地域参加型サポート事業ができ」ということを入れていただくと、2005年にしょうがいしゃがあたりまえ宣言を行い、2027年というような形でつながり、また、私たちの側から見ますと、この第3次地域福祉計画に当事者委員が参画したというのは国立で初めてだったものですから、このことによって、国立のしょうがいしゃの施策が変わってきたというふうに思っていますので、入れていただきたいなということです。

もう一つ、罰則の部分なのですが、15ページで先ほど紹介されていたと思うのですが、もう少し皆さんでいろいろお話ししたいと思うところがあった部分と、先ほど出されたようにやっぱり範囲が、文書を出されたところの部署と同じなのですが、やっぱり何か例えば差別があった場合、この差別に関しては国立市では許さないみたいなのを必ず出すような形を決めていったりとか、こういう場合にどういう罰則がとか、こういう場合には話して差別を理解してもらおうという場、学校教育以外にそういう場が何かつくれないかとか、そういうことをいろいろ、皆さんでもうちょっと検討していきたいなと思っていますということです。

【炭谷会長】 今のご意見は、15ページの①人権救済の、1つ目の丸に関連してのご意見と考えればよいですか。

【三井委員】 どこかなと思ったのですが、罰則に関してここも含めて、当てはまるかなと思いついて。この前も言いましたけれど、やっぱり心配しているところは、今の国立市の行政の中ではいろいろ助かっている部分も、今後ずっとという形になったとき、何かあったときに、とても困るような差別が出た場合も対応できるようなことを、やっぱり書いていきたいなということも一つと。

【炭谷会長】 分かりました。今のご意見のところ、ここでまた強調するという形にしたらよろしいですかね。いろいろなところで工夫して書いていただいているのですけれども、さらにここでしっかりと集約するという書き方を検討してみます。

【押田委員】 前回と比べて随分整理されて、全体で出された意見、私も含めてそれなりに組み入れられている部分が多いという意味では、かなり前進されているのではないかなと思えました。その上で、2点申し上げておきたいと思います。

1つは、15ページ目の今触れられた①人権救済の2つ目の丸に、加害者に対する対応が書かれています。これ、実は前回出された文章と比較すると、前回は、「人権侵害や差別は、例えば罰金を払えば許されるというものではありません。加害者の言動によって被害者が深く傷つき、悩み、苦しんでいることを加害者自身が理解することが特に必要です。そのために国立市は、被害者に対するあらゆる支援を行うとともに、加害者に対してソーシャル・インクルージョンの理念を理解できるように働き続けることが必要です」という文章だったのです。今回この部分では、今言った前半の部分はそっくり抜けて、最後に述べられている「加害者に対してソーシャル・インクルージョンの理念を理解できるように働き続けることも必要です」という、極めて簡潔な文章になっています。

ちょっと見比べてみると、いわゆる意図して差別するような加害者に対する対応としては、その前にも、話し合いみたいなどころでは不十分だという韓委員のご意見なんかも含めて、いろいろあったと思うのですが、やっぱり人権侵害や差別がどういう被害をもたらすのかという文章については、あえて削る必要は全くないのではないかなと思いますので、ここはむしろその部分を復活していただきたいというのが一つです。

【炭谷会長】 今回の件は、前回出たのは罰金を払えばいいという表現がいかがだろうかということ

るで削ってしまっている。その部分を少し工夫して残すようにやってみます。

【押田委員】 それともう1点は、18ページ目に③ジェンダー平等の記載があります。男女平等参画ステーション、通称パラソルのことについて書かれているのですが、国立市の特にジェンダー平等の問題についてこの間の実態で見ると、民間の女性支援団体の働きってすごく大きいのですよね、実際には。そのことについては過去から今も含めて非常に重要な役割を果たしていて、全国からいろいろ助けを求める人たちが国立市にかなり来ているという状況があって。この民間の女性支援の団体とは国立市もいろいろつながって、いろいろな援助も含めて行われているという意味では、ジェンダー平等の具体的な取組の部分で、その民間の女性支援団体との協力というところは抜かしてはいけないのではないかと。実態としてもそうですので、その辺について意見を申し上げたいと思っています。

【炭谷会長】 そうしますと、18ページの③ジェンダー平等の5行目、「市民や民間事業者等に対してジェンダー平等についての理解促進に」、この文をもう少し、国立市のこれまでの取組も含めて紹介をしながら、強調していくという感じになりますかね。

【押田委員】 そうですね。「理解促進に努める」というだけじゃなくて、実際に女性支援の活動をやっていますから。

【神田委員】 私は、大分というか、すごくよくなったなと思いました。皆さんが言っているように、3番が何か浮いているというようなことですが、これは構成とかタイトルづけの問題だろうと思っておりまして、1番は審議会の役割、問題提起ですね。2番は審議会の前提。そうすると、3番は、審議会での調査、審議会で研究したことみたいなタイトルにすれば、内容はそのままでもいいのではと思っています。4番は、審議会での検討結果であるとか。審議会を主語にすべきというお話もありましたけれども、タイトルで審議会を主語に入れなくても、書き出しの部分でそうなっていれば、構成自体はこれでいいのではないかなと思って読んでいました。

【韓委員】 例えばですけど、5ページの3番、様々な人権課題のところ、今、神田委員がおっしゃったように、確かにタイトルは変更の余地があるなと思いながら聞いていました。審議会ですべて人を招いて意見を伺った内容を書くというのだと、また書き方が違ってくると思います。以前の文章だとどっちに振っているのかちょっと分からなかったのも、それならそういうことで、ちょっと書き方があるのではないかなと思います。私は自分が詳しいとか専門に近いところもありまして、例えば①朝鮮半島にルーツのある人のところに、私はもうちょっと外国人全体といいますが、包括的なことが必要なんじゃないかというふうに意見を出し、それが反映されているんですけど、若干ちぐはぐな感じがするので、ここの文面は持ち帰って検討させていただきたいと思います。

あと、やっぱりこの3番の部分で、私は途中から参加したこともあり、実際に全体としてどういう議論になったのか、もしかしたらわかっていないだけかもしれませんが、でも意外とされてなかったのではないかなと思うところがありまして。それはある種、私が一度レクチャーさせていただいたこととも関わると思うのですが、結構今、もちろん個別のニーズはいろいろあるというのが一つ、そこが割と強調されているとは思う一方で、やっぱり普遍性というか、例えば複合差別ですとか、国際的な、国連の指摘なども入れていただいて、そこで結構議論になっているのは、やっぱり差別はそれぞれあるけれども、1人の人に起きるときは結構重なり合っていたりして、例えばしょうがいしゃで女性であるとか、そういう方に対して、一つ一つ個別のばらばらの対応だと、むしろ解決は難しいというのが今、結構言われていることであります。

なので、せっかくこうやって審議会でいろんな意見を聞いた上で、むしろ、それぞれ個別のニーズがあると同時に、その共通性だったり重なり合いだったり、特にこの後のほうの対応ですね、4番になるのかな、人権救済を行っていく上においては、やっぱり重なり合っていくと思うんですね。なので、そういう文言を、例えば3番の最後に入れるとか。それぞれのニーズを確認した上で、今後実際に救済していく上で、その普遍性だったり重なり合っていく部分、場合によっては複合差別という言葉を使ってもいいかもしれませんし、インターセクショナルリティという言葉も最近よく使われるようになっていきます。あまりその辺を議論してないのに、ここで言うのははばかりられる部分もあるんですけども、重要な視点なのではないかというのを、改めて、見ながらちょっと思ったところです。

あと、4番の人権教育・啓発が重要だということについても、例えば13ページで、(2)人権教育・啓発の推進についての書き出しなのですが、「知識の欠如や誤解によって生じることが多くあります」というのはもちろん事実なのですが、差別って、むしろこれが当たり前のことで、無意識のうちにしてしまうから差別だったりして、意図的な人というのは本当に一部で、知識の重要性をもっと前面に出してもいいのかなという気がちょっとします。「欠如や誤解によって生じることが多くあります」というよりも、道徳的なことではなくて、むしろ知識の問題なのだという押し出し方してもいいのではないかという気が、といたしますか、私が書くならそう書くと感じました。

あと、知識という意味では、やはり絶えずアップデートしていく必要がある。1回勉強して終わりということではなくて、状況も変わっていくし、1つ課題が解決すればまた次の課題があるし、つねに最新の課題が、つまりどんどん前に進んでいくものなので、そういった文言も入れられたりするといいのではないのでしょうか。終わりはなくて、絶えず知識を獲得というかアップデートしていく必要があるからこそ、市とか行政がそういう場を設けることであったり、勉強を怠らないことであったり、人権博物館の提案もしていますので、そういうためにもそういう場所が必要なのだというふうにつながっていくのではないかなという気がしました。

とくにやっぱり3番の、個別の人権課題に対応するのは大事だけれども、共通している問題なのだというところと、特に実際の人権救済、相談、支援をしていく上で、交差しながらひとつの状態として人権侵害が起きていると考えていくためにも大事なんだみたいなところが言いたかったです。

【炭谷会長】 多分、韓委員がおっしゃったことは、最初の方で私がプレゼンテーションさせていただいたとき、最近の人権問題の状況ということで、今のような複合化の問題や、人権というのは限りのないものだ。今日我々が議論したことは、10年後には古くなっているかもしれない。だから常に上昇していくものだというようなことをお話したのですけれども、そういうことも含めて、大変重要なお指摘をいただきました。私も全く同意見で、そういうことは人権の本旨だと思いますので、明確に書き込むような形にしていきたいと思えます。

それから、外国人の問題ですね。これはちょっと文章を考えていただきまして、また入れていきたいと思っております。

これを読んでいって、各個別の問題、こういう形で、せっかくヒアリングをして発表してもらったわけですから、やっぱりここで紹介しておかないと、発表していただいた方に申し訳ないし、また議論をしたことも含めて、ここに残したいと思っております。ただ、ここで注意しなければいけないのは、ここに書いたことは全てではない、網羅的ではないのですね、実際は。抜けていることが結構あるのではないかな。取り上げた人権問題にも、落ちている問題は実際あります。だから、最初のところでこれは、この審議会では精いっぱい努力したけれども、ヒアリングをした範囲、取り上げた問題で、

かつ、そこで挙げられたことについて紹介をしつつ述べるということを断っておかないと、この問題が抜けているとか、こういう観点が抜けているという議論が必ず出てまいりますので、それは最初のところで断るようになっておきたいと思っております。

【大島委員】 1点目は、この答申文が、11ページの4番、基本的な考え方にのっとって構成されているのだろうか、要するに一本筋が通っているかということ、まず見ないといけないなと思って、どうやってみようかなと思ったんですけど。これを読む前に、データマイニングという手法があるので、ご存じの方もいらっしゃると思うんですけど、AIなんですね。AIのソフトに、この答申案をそのまま突っ込んだんです。それで、出てきたデータがこれです。これを見ると、関係性が非常にきれいに出ているというふうに取り取れるんですね。内容じゃないです、あくまで。だから、非常に読みやすくなっているような気がするのです。結果の紙は後でお返しします。

その中で、特に偏見というのと、しょうがいというのと、権利というのがすごく遠いところにボンと出るんですね。権利については、恐らくここで権利をあまりやってないからだろうと思います。しょうがいについては、これはAIの欠点なんですけど、漢字と平仮名を分析していくんですけど、平仮名が遠くに出てしまっているのが「障害」と認識できない。要するに、意味が分かるわけじゃない。という形で、しょうがいがある。実際は近くになると思います。ただ、偏見というのが何で遠くにあるのかはちょっと分からないんですけど。そういうことから、構成は非常に分かりやすくなっているのではないかというのが、データ上は見える。

2点目は内容論なんですけど、まず2ページ、下から4行目、「日常の暮らしの脅威となっている」、それから下から3行目、「争いや衝突が生じている」、このところだけ、である調なんですね。あとは全部ですます調。

【事務局】 これは、条例をそのまま引いている箇所ですので今の記載となっております。

【大島委員】 分かりました。次に4ページ、これももしかするとそうなのかもしれないんですけど、上から2行目。このところは「障害者」って漢字なんですね。これって、どこから引っ張ってきているのですか。引っ張ってきていなければ、平仮名なんじゃないのかなと思ったんですけど、それは別に大したことではない。

その次が8ページの一番上。「子どもの頃から」という、子どもってすごく抽象的な言葉なんですよ。これ、学校のことを言っているの、「児童生徒」とかしたほうがいいのではないのかなと実は思いました。別に子どもだから間違いということじゃないんですけど、年齢もいろいろですから。

その次が11ページ、ここは藤沢委員が最初に言われたことと若干リンクするのですが、4番の(1)基本理念についての前、「お願いします」と書いてある。何で僕らが行政に対してお願いしなきゃならないんだという、これは「求めます」とか。「要求する」というとちょっと違うので、我々はこういうことを求めますよということを言わないといけないのではないかなと。

同じことは21ページ、(1)推進体制についての2行目、「人権意識の向上が必要です」と書いてありますが、ここもやっぱり「求めます」なのではないかなというふうに思いました。

【炭谷会長】 偏見という言葉が少ないというのは、我々自身があまり議論してこなかった、みんな差別とかいう言葉で置き換えているからだと思います。

【大島委員】 可能性はあると思います。

【古川委員】 私は、構成の点について言うと、どちらかというと藤沢委員寄り、藤沢委員がおっしゃっていることは私もそう思うのですが、そこは好みの問題もあるので、せっかくここまでまと

めていただいたので、これを生かした形の答申としていいかなと思っております。

ただ、やっぱりこれを全部通して読める人がどれだけいるのだろうと考えると、これから基本方針を策定する方々は読めるんでしょうけど、一般の市民の方がこれを読むのは厳しいかなと。ちょっと難し過ぎるのかなと。特に、高校生とか中学生、小学生が読めるかといったら、とても読めないものだというふうに思います。もともとこの答申が非常に抽象的な条例から、基本方針をこう考えたんだけどどうかって聞いてもらえれば、もう少しいろんなことが言えたのでしょけれど、基本方針もない中で、先に意見を求められたので難しかったんだと思います、最初から。

それで、我々がやったことは何だったのかなと、改めて考えていったのですけれども、答申をすることが一番の目的なのですが、やはりその議論の土台をつくることだったのだと思います。これから多分、基本方針を市で作って、パブリックコメントを求めるということになったとき、委員の方々が、その勉強会とか説明会みたいなどころに行って、皆さんから意見出たときに、そういうことも議論してこう書いたのですよということができると非常に意義がある、市民の皆様からの意見もさらに出てくるという、そういったものに使えると、なお意義があるように思うので、そこまで求めちゃいけないのかもしれないのですけれども、ダイジェスト版なのか、ルビを振るというよりも内容的な意味でもう少し分かりやすく、ここを見たら何の話しているのか分かるというものが欲しいなど。全体の構成を譲ったとしても、内容面でもう一つ欲しいなというふうに考えます。

それで、先ほどから出ているように、差別の問題というのは、私、差別に気をつけますと言えば、それで差別がなくなるということでは多分なくて、では、何が差別なの、何が人権なのというのを考えていく機会がないと駄目なのだと思うのですね。ですから、本当にこれ一つ取っても時間をかけてやったのを、教育的な効果とか、皆さんの議論の土台になるようなものとして提供できると、やはり皆さんからの意見のほうが、もっと直接的なものが出てくる可能性もありますし、それを土台にして基本方針をつくっていただくというふうにつなげるような形でも、まとめ方はもう一工夫、もうひと頑張りしてもいいのではないのかなと考えております。細かなところは特にございませぬ。

【炭谷会長】 それでは、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。

(休 憩)

【炭谷会長】 審議会を再開します。

【押田委員】 人権教育・啓発の推進についてのところで、1点付け加えます。実は今、国立市では、人権課題の取組の一つとして、人権出前事業というのを実際にやっています。そこには、三井委員とか、呂委員とか、アイヌの宇佐氏とか、LGBTQの方とか具体的な名前を挙げて、呼んでくれれば学校なんか実際に実際出向きますよというふうにしているのですけれども、なかなかまだそんなに広がっていない。私は職業差別の関係、清掃の関係のことではちょっと、学校で8つばかり依頼が来ていて、それはまたそれで大変なのですが、そういうのが実際に今、始まっています。まだまだこれから本格的に、今言ったように、きちっと多くの当事者の方々がちゃんと学校に出向いてお話ができる機会、子どもたちに対して人権教育をする機会というのがすごく必要だというふうに考えています。そういう意味で、今実際に始まっている人権出前授業というふうに言っていますが、それをはじめとして当事者が直接出向いて話をする機会というのをちゃんと進めていこうという趣旨のものを、子どもたち、特に学校とか何かの関係を述べているこの部分に加えてもらいたいというのが私のもう1点の意見です。

【炭谷会長】 例えば、14ページの④学校教育のところ、この辺りに出前授業で当事者の人から

直接聞くというのも、大変生徒さんにはより効果的な勉強ということになりますので、工夫したいと思います。

【韓委員】 若干気になったのが、9ページの㊸性的指向、性自認のところ、ここの文章の論理的なつながりが少し分かりづらい。最初のところ、SOGIハラは人権侵害ですが、外見では分かりにくいというのは、「ですが」でつながるのかなというのが若干、まず疑問があります。さらに、その次にアウトティング禁止というのがあるのですが、外見では分かりにくいという側面がある、で、禁止している。うーんというか、それって、そうだからなのか？と、ここも若干分からなくて。さらに、「アウトティングを禁止しており」で最後のところにつながっているのですが、ここもやっぱり分からない。全体的にこのパートは、何となく読んでしまいそうになるのですが、ちょっと全体的によく分からないなというのがあります。

改善案は、書ければ書きたいなと思っているのですが、恐らくほかの課題に比較しても、性的指向、性自認のところはやっぱり社会的に認識が不足しているし、あと偏見があるからこそアウトティングというのを禁止しているわけですね。アウトティングすることが当事者にとってすごく不利益があると。国立市だと特に一橋大学の事件とかもあった。だから、その辺をちょっとつながるように、なぜアウトティングが禁止されているのか、それは偏見がまだ根強いし、ほかの課題に比べてもおさら。これは実際に当事者の方を呼んで話したときも、恐らくそういう話をされていたと思うのですが、なので、認識が足りないし偏見があるからで、特に知識が足りない。さらに、今国会でLGBTQ理解促進法案の議論がされる中で、むしろ誤った認識が広がっているようなところがあって、なおさらちゃんとした知識が必要だということが重要な領域ではないかなと思うところもあります。

あと、ここの関連にもなりますが、先ほど用語の問題で、しょうがい、漢字と平仮名が混在しているというのもあったのですが、性的マイノリティとセクシュアルマイノリティも両方あって、統一するのならば、性的マイノリティのほうがいいと思います。なぜかという、セクシュアルマイノリティだと性自認のほうが加わってないように思われる可能性が高くて、近年割と、性的マイノリティという言い方のほうが広がってきていて、セクシュアルマイノリティだと性的指向のほうだけを指しているように、実際はそういうわけではないところもあるんですけど、言葉的にそう思われることが多いので、多いというか誤解されかねないということで、割と性的マイノリティという言い方が一般的になっているので、そちらに統一したらいいかと思います。もし引用とかならば別なのですが。言葉も短くなりますし。性的マイノリティで統一したらいいのではと思いました。

【炭谷会長】 確かに、9ページの㊸性的指向、性自認というのは今、社会的に大きな問題になっているので、もう少し書き込んだほうが、国会でも議論になり、国際的にも日本は問題になっていますから、もう少し長くしたほうがよいのだらうと思います。それと、少し気になったのですが、「性自認等の公表」、公表という言葉で一般に使うのか、何かちょっとこれは誰かが暴露するというやつを使っているわけですね。公表という言葉は、何か違った用語のほうがいいのかもしれない。後でまた調整したいと思います。

それでは、これからの進め方ですが、事務局から説明いただけますか。

【事務局】 この後、今日も冒頭に会長からもありましたが、次回は6月29日、20日の予備日というのをどうしましょうかということも一つあります。

本日の会議の中で、皆様がここは答申に載せたいというご意見は大方出そろったものというふうに思いますが、改めて、先ほど韓委員からも文章の修文をというお話をいただいております。ですので、

もう一度、例えばですけれども、6月2日までに、追加のご意見がありましたら事務局に送っていただきまして、そこを私どものほうで反映いたします。そして、1週間後の6月9日に、委員の皆様にも再度修正した箇所を送付、メールで送らせていただきます。

さらにもう一度その内容を見ていただいて、改めてご意見がありましたら、翌週、6月16日金曜日までに再度ご意見をいただきまして、その1週間後、6月23日金曜日には次回、6月29日の審議会の資料という形で、事前に送らせていただけたらというふうに思っております。なので、皆様とのやり取りを2往復する形でと考えています。あと、6月29日のこの審議会でも、さらにもう一度議論していただくことは可能です。6月29日は、この審議会の後に答申をいただきますけれども、この審議会で議論をした内容が反映しているという前提で答申をいただきますので、言ってみるとあと3回やり取りができるという形で事務局としては考えております。

こういったことを踏まえ、予備日である6月20日については、ご欠席の委員が複数いらっしゃるというふうに聞いておりますので、その会は開催せずにメール書面等で整理をさせていただくというものでいかがでしょうか。

【炭谷会長】 それでは、今のような形で、メールでのやりとりで意見交換できると思いますので、そのようなやり方で、できればやらせていただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

【押田委員】 今言われた6月2日までに追加をとというのは、今日の議論よりさらに追加する部分とはという意味でいいのですね。

【事務局】 そのとおりでございます。

【炭谷会長】 ぜひ出していただければと思います。

【三井委員】 しょうがいしゃの平仮名と漢字の違いというのは、国立ではしょうがいしゃと平仮名で表現することになっていまして、これは多分2004年ぐらいからの形でやっているの、その辺のところ間違いではなくて、国から来るような障害者差別解消法とか法律的なところは漢字で出てきています。

今思うに、柔らかくはなっているのですが、やっぱり出てくる事件みたいなことと言えば、漢字のほうが強く言えるのかなと思ったりするような部分もありますが、取りあえずはそういう形で、平仮名と漢字は使い分けをされているということ、一応申し上げておきます。

【炭谷会長】 そのような形で、この答申も統一したいと思います。

それでは、今のような形でぜひご協力いただきまして、よい答申にまとめたいと思いますので、皆様方、大変お忙しいとは思いますが、6月2日までにまず最初のご意見を、やはり修文案でお話をいただいたというほうが、事務局は正確に修正できますので、具体案をもって修文をお願いできればありがたいと思います。

【事務局】 再度、次回のご案内させていただければと思いますが、その前に、先ほど私のほうで今後のスケジュールをお伝えいたしました。またメールで皆様にはスケジュールをお伝えいたします。

何分、この後のメールでのやり取りについては、全体の中で共有した議論にならないということもありますので、本題に関わる内容については、ご意見をいただく形で修正をしていきたいと思っております。今回の議論の中になかったようなご意見をいただいた際には、委員からの意見と付記しながら、まとめる形でいきたいと思っております。いずれにしても、皆様には2度、3度見ていただく場がありますので、ご確認いただければと思います。

それから、先ほどもお話が出ましたが、次回は6月29日木曜日が最終の審議会となりますので

で、よろしく願いいたします。時間は16時30分からを予定してございます。

その審議会が終わりましたら、そのままの流れで市長へ答申を手渡すということとなります。場所は、その審議会の会場もしくは公室を予定しております。そちらはまたご案内させていただきます。炭谷会長から市長にお渡しいただくことになるかと思っておりますけれども、審議会が終わってそのままの流れとなりますので、その日お越しいただいている委員の皆様も、もしお時間ありましたらそのまま、その場にご参加いただければと考えています。

また、会長から答申書を市長に手渡していただいた後、写真撮影がございます。その後、会長のほうから今回の答申の内容について、概要として市長のほうにご説明いただいた後、参加された委員の皆様は市長とともに意見交換をさせていただくようなスケジュールを考えておりますので、また時間帯を含めてご案内させていただきます。

【炭谷会長】 本日はこれで審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —